

日中科学技術 No.43

1985 2.20

発行所
日中科学技術交流協会

〒113 東京都文京区湯島1-7-11
南新ビル6F TEL.(03)815-7241

日中交流ニュース

科学技術政策・管理考察訪日団の来日

中国科学院の標記訪中団は、羅偉同院政策研究室副主任を団長とし、賈新民同室助理研究員及び高燕同院植物研究所員の3名から成り、1月21日来日、以下の日程により2月4日帰国された。

この団は、わが国の科学技術政策及び管理に関し、各訪問先の経験を学び、知見を吸収し、今後の交流に資する目的で来日された。

1月22日(火) 通産省工業技術院、産業技術振興協会、野村総合研究所

1月23日(水) 機械振興協会技術研究所、同会経済研究所、協会有志と中国大使館余仁泉参事官を含む懇談会。

1月24日(木) 科学技術庁計画局、岡本道雄科技会議議員、新技術開発事業団

1月25日(金) 熊本へ、熊本県庁(九州シリコンアイランド及びテクノポリスについて)、本田技研熊本工場、熊本大学、平田機工株工場、夜は県主催レセプション

1月26日(土) 熊本県工業試験場、阿蘇見学、熊本より空路大阪着、京都へ

1月27日(日) 京都市内観光

1月28日(月) 関西学術都市開発構想について奥田東先生を中心に意見聴取、夕刻東京帰着

1月29日(火) 未来工学研究所、日本電気中央研究所

1月30日(水) 筑波へ、国立防災科学技術センター、無機材質研究所、金属材料研究所

1月31日(木) 電子技術総合研究所、機械技術研究所、夜東京へ

2月1日(金) 宇宙科学研究所、総合研究開発機構、午後4:30より学士会館にて講演会(出席者80余名……講演要点2頁参照)

2月2日(土) 東大物性研究所

2月3日(日) 箱根観光

2月4日(月) 帰国

中国衛生部薬品分析訪日団の来日

中国は、昨年9月薬品管理法が公布され、本年7月から施行される。来日の目的は、薬品の管理及び、検査部間における現代化の状況、そこでの自動分析機器、管理機器は何かが使われ、その使用状況はどうか、さらに国、地方の監督、指導の状況などについて、日本における経験と知識を学び吸収したい(協会訪問の際の聴取)。こうしたことで、衛生部からとくに会長あて国・公立試験研究機関訪問の実現に協力方を打電した事情が判明した。滞在2月12日~23日

団の構成：団長、江煥波中国衛生部薬政管理局処長、陳守益財政部文教司処長、林福榮湖北省薬品検査所副所長、干延華山東省薬品検査所主管薬師、候王珉衛生部外事局通訳、薫慧衛生部薬政管理局薬剤師。

訪問先：東京薬科大学、日中科学技術交流協会、(財)食品医薬品安全センター、島津製作所三条工場、日本新薬株、京都薬科大学、東京都立衛生研究所、東京通信病院、国立衛生試験所。

講演「中国科学技術体制の改革と中国科学院の役割」について

2月1日16時30分から2時間余、標題講演の概要を以下に紹介します。(文責・協会事務局)

〔挨拶〕今回の訪日は、日本における科学研究発展事業の組織、科学研究と社会発展の関連及び科学政策研究面の経験等を他山の石として学ぶことを目的としている。中国における科学技術体制全体の改革の考え方は、まだ検討、模索の過程にあると言えるが、以下第1と第2に分けて述べる。

第1 中国科学技術体制の改革について

中国の経済体制改革は、対内的には経済の活性化、対外的には開放を実行するのが中心である。

経済体制改革は、数年来農村では明らかな効果が見られ、都市は局部的なテストを経たのち、昨年党中央で正式に決定された。

経済体制改革の原則と措置は、企業(経営体)自主権の拡大、現行計画体制の改革、行政と企業の職責分離、多種類にわたる責任制の確立などである。科学技術(以下科技と略称)体制の改革も必至の勢にあるが、以上の経済体制改革の基本的なことは、科技のそれにも適用できる。

経済体制改革の進行につれ、企業は活力を増し、新技術の採用、新製品生産意欲の高揚、科技に対する需要の高まりが差し迫った状況を示し、科学知識、科技人材と科技成果の移転・譲渡が過去に比べ有利となっている。科技部門は、これらの一連の新情勢に即応した大変化を求められている。

1. 科技研究機構への活力賦与の問題

中国建国時には、科技の立遅れと科技人材の非常な少なさ、財政力の限界が重なり、科技研究体制の集中と統一が必要かつ有効性をもっていた。

(それらに関して、研究機関、研究者の数ならびに、1949年新中国成立後今日までの体制整備の足どり、効果を挙げた具体例を幾つか説明された)

1956年、国民経済の基本的好転と国家の全面的建設への段階で、科技長期発展12年計画が制定され、13分野、57プロジェクト、616の中核開

(講演者) 羅偉 中国科学院政策研究室副主任 題等に集中的、統一的に取り組むこととなった。

その後、集中と統一が過度な状態では、研究機構の積極性の発揮を束縛する面があり、また統一的な物資調達、人員分配計画等が弾力性に欠けて、高効率と言えない面に若干の是正措置をとった。しかし、その効果は目立つものではなかった。

経済体制改革は、現行計画体制の変更つまり、指令的計画の縮小、指導的計画の範囲拡大、市場の調節的機能を発揮させる内容をもつようにした。

科技体制の改革に関し、指令的計画は、国家の経済的命脈をなす経済建設と国防建設の重点研究35項目に限定し、目覚しい発展を示している。

(それらの項目の若干を示された。)

科技改革のかなりの部分が指導的計画に属しており、基礎及び応用研究の基礎的な仕事、企業及び地方の発展に直接係わる項目は、契約又は取決めの形により、大きな伸展を見つゝある。

科技研究計画体制の変化で、研究機構への経費が複数ルートに変わり、研究テーマも上級からだけの出所から多種類へと変わり、科技要員も多岐、多面的に寄与できるようになって、科技研究機構が大きな活力をもつようになってきた。

研究テーマを自ら選び、ほかの研究項目の受託と各種ルートからの経費を自ら支配し、人事の自主的決定も可能となって、内外の学术交流と協力を繰り広げる等の方向が生み出されてきた。

2. 科技研究機関と企業、地方、大学との横の連携強化

中国の科技研究機構は、中国科学院、大学、国務院各部門、国防科技及び地方・企業の5つの面に分布している。このうち、科学院、大学、中央各部は、数的な割合は少ないが、最優秀の科技要員が集中し、かなり重大な科技問題の解決が可能である。しかし、それらと企業とのつながりはあまり密接でない。また、企業研究陣は、歴史的及び体制上の問題から、開発促進力が弱く、能力に

欠けがあり、科技情報のシステムに健全さを欠く。そして、科技研究部門は企業ニーズをよく知らず、企業は科技研究側の開発済の新技术（製造プロセス、省エネ、省原材料、良質化等）に対して、必要な認識を欠いている。研究部門と生産部門をつなぐ種々のルートと形式について、双方とも数年来努力してきているが、未だ探索中の状態にある。

党と政府が、経済建設は科技に頼るべきであり、科技は経済建設のためにあるべきでもあるとの方針を提起してからは、変化が目立って来た。科学院の例では、17の省、市及び各部門と長期協力関係を結び、若干の研究所は企業との研究生産連合体や合弁中間テスト基地の設置、成果の応用普及協定の締結、企業や地方の委託任務引受等の件数が急増している。研究部門要員が企業等との兼職や顧問に就き、諮問に答え、技術サービスを行う件数も日増しにふえている。

また、研究機構が、養成訓練班、成果展示会、技術交流活動等をもって、連携を作り出してもいる。その他、科技情報と技術市場関係の刊行物が新たな発展を見せる等、横のつながりの強化・発展策としての知識、人材の流動化などの措置が各方面で進みつつある。

さらに、科学院は、開放型の研究所、実験室の制度を設け、科技者の流動的勤務、指導者の招聘、委任、研究テーマの決定及び学術基金からの助成等を決定している。

以上のほか、新技术、新製品開発等の生産活動を支援するために、研究所が運営する公司(会社)形式を奨励し、地方、企業又は外国企業との協力形式の発展にも努力している。

3. 財政支出の方式改訂と基金制、契約制導入

中国の科技研究経費は国の財政支出を、各部を通じ分配されるのが基本的であり（科学院では95%）、研究項目による分配は小部分（科学院は受託、成果譲渡、小規模量産等が5%）である。

この方式は、横の連けい、優秀研究の支持、研究の類型相応の管理等に不利である。81年から科学院は、自然科学基金を設けて院外の基礎的研

究助成に充てて良好な成果を挙げ、科技要員から支持されている。目下、科学院所属研究所も基金助成方式により自由申請と評価検討を組織化し、優れたテーマの支持を図り、テーマのムダな重複、分散、立遅れを避けて、経費効果をも高まる制度を準備中である。その他、重要な科技問題、集中的開発項目、地方又は企業の委託など契約制の導入がある。しかし、重大科学プロジェクト、重点実験室建設などは依然専門項目用支出を与える方法をとっている。

4. 若い優秀人材の養成重視と人員流動化

科技発展のかなめとなる人材の養成とそのレベルの向上は最も大事である。10年間の文革中の遅れで、若くて優秀な創造力ある人材に甚だしい欠乏が生じた。現在、若い人材に成長を速めるため、研究生、留学生をふやし、博士後制度を設けた。

一方、青年科技要員基金を設け、第一線での実際的鍛練を可能にすることが決定された。他方、中年、青年の科技要員の比率を大幅に引き上げる努力もしている。また、科技要員の合理的流動を励ます政策をとり、とくに企業、僻遠の地、科技力の手薄なところとか、外に向かってその流動を励ますことにより、科学研究陣の構造改善を図る。その手段には、奨励、導びき、惹き付けの方法や、兼任、又は短時間勤務などの方法も混え、転動に限らぬ種々の方式をとることも可能である。

5. 企業の研究発展力の伸展と強化

新技术の吸収、新製品の生産を可能にするため、重要なことは、企業自身の研究発展力の増進である。科技研究部門に、企業が必要とする問題を提出させ、絶えず知識・技術の吸収を図り、研究部門の成果を製品に移転させ、導入技術を消化吸収できれば、向上と創意を加えることが可能となる。

6. 対外開放政策の一層の推進と実行

国際間の学術交流と科技協力をさらに拡大し、留学と国外研修の人数増を図るとともに、国外との実験室の合弁、協同研究、科学計器や試験剤の生産企業と合弁することも模索している。

以上、実施されているもの、模索中のものもあり、自らの実践のほか他国の経験と長所を吸収する必要もある。改革の過程の中で、中国の科技事業に新たな発展がもたらされるならば、科技が四つの現代化建設の中で多くの貢献をするものと確信している。

第2 国家建設と科技発展における 中国科学院の役割

中国科学院は、1949年11月1日、新中国誕生の1カ月後に成立した。(前身の北京研究院は1928年、北平研究院は1929年に成立)

その研究機構数、科技者数、研究内容、施設・設備等の事業規模を前身の両院と比較して著しく大きな発展をした状況を夫々説明された。(省略)

科学院は、成立直後国家建設事業と密接な関係を打ち立てた。そして現在の組織状況に触れ、今や研究部門は多過ぎるので、一部は他の部門又は地域に移す努力をしている。

職員、労働者の数も多過ぎる(8万人)。これも一部を送り出して、若い人材を補充する必要がある。経費は財政支出から主に来ている。(その増加及び使用状況についてスライドで説明。)

研究テーマは、毎年5千以上で、経費分布は、基礎研究14%、応用研究51.2%、開発研究33.4%である。研究テーマの出所区分は、国家(各部)、省市が24%、科学院が国家建設と科技発展の必要で定めたもの23%、研究所選定のもの53%であり、企業委託項目の増加が著しい。

科学院の基本的任務は、研究成果を上げるほか、人材養成がある。付属の研究所には博士、修士専攻の研究生は5千名以上いるが、年々の募集数(現在は全国の1/8)を増し、同院の研究要員は博士以上の学位取得者から補充することを望んでいる。

1978年～83年間の留学生、研修者は3200名以上で、その半数以上が帰国し、中堅的役割を果している。外国派遣数は年々徐々に増やす。(派遣先別数をスライドで説明)

その他中国科学技術大学の状況、出版刊行物の

状況、図書館蔵書数、科学院の組織と管理の状況、等をスライドを交えて説明があった。

中国科学院は、科技要員及び経費とも、全国の地区クラス以上の研究機構の約1割を占め、自然科学面の最高学術機関(学部委員の構成等説明)であり、総合研究の中心(自然科学系主要領域を含み、自然条件と自然資源の総合調査、環境と生態、新型材料をも含む)である。

中国科学院の主要任務と役割を要約すると、

1. 国家建設の中の総合的、重大な科学技術の要(かなめ)となる問題を解決すること;
2. 新しい科学技術分野を切り開いて、新興産業の養成、発展のため準備すること;
3. 基礎研究を通じて国家の学術水準を向上すること;
4. 国家建設面の重大な政策の策定について科学技術の立場から評価して参謀的役割を果すこと;
5. レベルの高い科学技術人材を養成し、よその部門、産業に移転すること;
6. 国際的科学技術の協力と交流を発展すること; となっている。

これらについて極めて多くの具体例を引用して詳細な説明があった。それはこれまでに中国科学院が果してきた役割を如実に示すものとなっている。(学問の全分野にわたる業績概観の何れかを抽出し、その何れかを省略することは筆者には不可能です。講演会記録がまとめられれば印刷配布を考慮したい。ご了承を乞う。)

〔終わりに〕今回の訪日は、多くの著名な学者、訪問先に接触し大変勉強になった。特に日本の創造性研究開発、次世代技術研究開発制度、熊本、関西、筑波の学術・研究都市の建設、科技成果・知識の移転など多くの機関・部門が果した役割など印象が深い。講演で述べたように、改革は、認識と実践の繰り返しであり、紹介した構想も今後の実践の中で、絶えず充実と修正を必要とするものとする。目標実現に向って創造的な努力を要するが、国外の友人の御意見、御教示を得ることも重要なことと思っている。……大きな拍手……

最近の中国科学技術

◇ “技術導入で日本の経験はきわめて有益”

顧明國務院副秘書長、特許法制定で論文〔北京1月26日発新華社=中国通信〕顧明・中国國務院副秘書長は、最近発売された雑誌「紅旗」の今年第2号に、「中国的特色を持つ特許法」と題する論文を寄稿し、今年4月1日から施行される「中華人民共和國特許法」の特色、同法制定の経緯などについて説明を行った。

顧氏はその中で特に、日本が戦後飛躍的發展をとげた要因は、積極的に外国の新しい技術、とりわけ特許を導入したことにあるとして、次のように述べている。

われわれは、社会主義的近代化の新たな局面を展開するに当たり、目を世界に向け、世界各国とわが国における特許技術利用についての経験を総括してみる必要がある。

ここ200年来、世界各国は相互に特許技術を利用し、追いつ追われつを繰り返して来ており、成敗得失の経験は、きわめて豊富にある。例えば、ドイツ、フランス、米国は、かつて英国に遅れをとっていたが、その後英国を追い抜いた。世界各国が先進技術を利用・導入して、国民経済の近代化を急速に達成した経験にとりわけ戦後の日本が進んだ技術を利用・導入して、急速に近代化を達成し、世界の先進的レベルに追いつき、追い越した成功の経験を真剣に検討することは、わが国にとって、極めて有益なことである。

日本経済は第2次世界大戦で重大な挫折を被った。戦後、日本の主要工業部門の技術は老朽化し、立ち遅れ、その技術水準は、ほぼ米国に比べ20~30年遅れていた。戦後、日本は技術の導入を開始し、1950~78年の28年間に、総額76億6000万ドルの外貨を支払って、合計2万9599件の外国の新技术を導入するとともに、総額100億ドル余りの外貨を支払って、新しい技術・プラントの導入を行い、さらに、導入された技術を国内に普及させ

研究を行うために、約300億ドルの費用を当ててきた。この外、日本は又、計2000社に及ぶ外国との合弁企業を設立し、これを通じて、一般のルートでは入手できない最新技術を吸収してきた。この分析をさらに1歩進め、日本の特許技術利用効果を見てみると、こうした傾向は一層はっきりとしてくる。日本は1955年から60年代末までの間にライセンス購入のため、21億5000万ドルを支払うとともに、これの普及・研究費として、総額60億ドルを投入した。これに対し、当時外国がこれらの特許を発明するのに要した研究・設計費用は、直接的なものや間接的なものを含め、総額約1800億~2000億ドルにのぼるものとみられている。この15年間の日本の工業生産総額の伸びのうち32%は、導入技術によるもので、この部分の額は、技術導入に要した費用の10倍に達している。

日本の技術導入で、さらに重要なことは、日本はこれによって、過去半世紀の世界中のほとんどすべての新技术を掌握し、約30年の時間的遅れにうち勝つことに成功したということである。戦後の日本は特許技術の導入・消化・改良に、自らの発明・創造を加えて、技術の立ち遅れと戦後の経済的貧困から抜け出しただけでなく、70年代末には一躍経済大国、技術大国となり、すでに各分野で、世界で最も発達した米国や西ドイツと同レベルまたはそれ以上となっている。

日本の成功の経験は、技術導入だけによるものではなく、そのほか、国内外に有利な条件も存在していた。しかし、技術導入は重要な経験の1つであり、それは、科学技術や経済の立ち遅れた国家にとり先進国家とのギャップを縮小させることができるのである。

今日のわれわれは、政治、経済、科学技術、資源、国際的条件のいずれをとってみても、戦後の日本に比べて、はるかに恵まれている。しかし、われわれは彼我の差を見てとる必要がある。現代

における新たな技術革命の好機に乗じて、自力更生と先進的技術の導入を一層うまく結びつけ、今世紀末までに、通常技術の分野で世界の先進的レベルに達するかそれを追いぬき、先端技術の一部の分野で世界の先進的レベルに達するが、それを追いぬくよう努力すべきである。これは重大な戦略的課題である。

◇第7次5カ年計画では、電子・情報産業育成を中国国務院が全国へ通達

〔北京1月11日発新華社＝中国通信〕中国国務院はこのほど、第7次5カ年計画期間（1986～90年）中における、エレクトロニクス・情報産業発展の戦略・方針に関する通達を全国に向け公布した。

それによると、中国のエレクトロニクス・情報産業は、今後、コンピューター、ソフトウェア、集積回路、通信などの発展に重点を置くとともに、エレクトロニクス製品の原料、技術・設備、測定器機などの開発も同時に進め、中国独自のエレクトロニクス・情報産業体系を形成し、世界の先進水準への到達をめざすというもの。

同通達はさらに、次のように述べている。

第7次5カ年計画期間における電子工業の発展は、マイクロ・エレクトロニクス技術の発展を基礎に、全産業が国民経済建設と社会生活への貢献をめざすものとする。

工鉱業企業の経営管理、設計、試験、生産工程の自動化、省エネ、品質改良などに、コンピューターを広く採り入れるようにし、特に漢字情報処理技術とその設備の開発に力を入れる。

外国企業との共同生産、合弁などさまざまな方式を通じて、世界の新興技術の成果を採り入れる。これと同時に、国内的には、導入された新技術の消化・改良のため、技術陣を集中する。

こうした戦略の実現のため、国家は、資金の調達、重点製品への保護政策、開発・発明の奨励、人材の養成など一連の措置をとる必要がある。

◇大慶油田の昨年の産油量、5356万トンに

〔ハルビン1月11日発新華社＝中国通信〕大慶油田の昨年の産油量は5356万トンに達し、国

家計画を156万トン上回り、この9年間の最高を記録した。

また大慶油田が昨年国に納めた利潤と税金は前年を6801万元上回る34億5000万元余りにのびた。

これは大慶油田が昨年原油産出量請負を重点とする各種形態の請負責任制を実施し、広範な労働者・職員の生産意欲が引き出されたことによるものである。

なお、操業開始から現在までに大慶油田が国に納めた利潤と税金は累計677億元余りにのぼり、全国工場・鉱山企業のトップを占めている。

◇中国初のマイクロフィルム製作会社設立

〔北京2月5日発新華社＝中国通信〕書類や図面などのマイクロフィルム製作を行うサービス会社、中国環球縮微服務会社がこのほど北京で設立された。

同社は各種規格のマイクロフィルムを量産でき、外国にも提供できる。こうしたサービス会社は中国で初めて。国内外の専門家も同社は設備が整い、技術陣も厚いと認めている。

胡喬木中国共産党中央書記も2年前に「公文書のマイクロフィルム化はわが国文化遺産の保存にかかわるもので、急ぐべきだ」と提案している。

同社設立の目的について、支配人は「わが国資料管理の近代化のためであり、各種新聞・雑誌、資料のマイクロフィルムに対する国内外の利用者の需要に応える。資料、図面、図書・刊行物のマイクロフィルム化業務を行い、技術者も養成する。わが国の多くの公文書館、図書館に保存されている公文書、書籍の多くは紙が古くなり、字があせ、保存のための措置を急がなければならない」と述べている。

マイクロフィルムにすれば長さ30メートルの35ミリフィルムに「人民日報」6カ月分を収められ、また105×148ミリのマイクロフィッシュ1枚には98ページ以内の刊行物1冊が収められ、大きさも1枚が指のツメほど。専門家によれば、800年から1000年保存できる。

◇中国がロボット製造技術の開発決定

〔北京12月25日発新華社=中国通信〕中国はロボット製造技術の一層の開発を決定したといわれ、このため、国防科学技術工業委員会主催のロボット開発座談会がこのほど当地で開かれた。

席上、有名な科学者の銭学森国防科学技術工業委科学技術委員会副主任は、「ロボットとは、特定の機能をもつ自動機械のことである。それは機械・電気の一体化された、人工知能の要素をもつ80年代の高度技術で、新技術革命の重要な内容の一つである。ロボットの研究・開発、製造技術をもつ国防科学技術工業部門および関係の科学研究機関は、当然の責務としてこの重要な仕事を引き受けなければならない」と指摘した。

座談会に出席した専門家、学者は、ロボット製造技術をどのようにしてさらに発展させるかについて、多くのよい意見と提案を出した。そして①当面各企業・研究所にあるロボットを十分に利用し、それを早急に国民経済の中の生産力としていく②高温、劇毒や大きな振動・騒音、大量の粉末・放射といった悪い環境のもとで作業するロボットの研究・開発を積極的に推進し強化する——ことを強調した。出席者はまた、関係官庁がロボット技術の開発陣を組織し、統一計画のもとに、プロジェクトチームを作って、短期間に中国のロボット研究をより高い水準に引き上げるよう呼びかけた。

(注)中国では産業用ロボットおよび製造技術を輸入する上海市ロボット・知能技術開発有限公司が11月1日、開業している。

◇中国で化学工業生産大幅に伸びる

〔北京1月28日発新華社=中国通信〕現在当地で開催中の全国化学工業庁・局長会議筋によると、中国の化学工業は昨年発展がかなり速く、化学肥料の年産は前年より5.3%増の1448万トンとなった。

現在、国家第6次5カ年計画に組み入れられている化学工業製品、例えば化学肥料、合成アンモニアなど9種の主要化学工業製品の生産量は、炭

酸ソーダ以外はすべてすでに国家生産計画指標を繰り上げ達成している。

中国化学工業部門は昨年、合成アンモニア1821万トン、カセイソーダ221万トン、タイヤ1425万個、炭酸ソーダ187万余トンをそれぞれ生産したが、これらの製品の生産量は合成アンモニアの8.6%、タイヤの17.1%などすべて前年よりかなり増えた。

化学工業省の関係者によると、昨年の中国の化学工業生産の1つの著しい特徴は赤字から黒字への転換の成果が著しく、経済効果が向上したことである。いくつかの重点化学工業企業と180余りの小型チッ素肥料生産工場が次々赤字企業から黒字企業に変わった。28の省・自治区・直轄市の化学工業業界は黒字を達成し、全国の化学工業部門は前年比10.1%増の59億余元(1元=約90円)の利潤を実現した。

◇中国でパソコン用の新型漢字処理システム開発

〔済南1月27日発新華社=中国通信〕中国でこのほどパソコン用の漢字処理システム「QPC-DOS」が開発された。同システムには7000字近い漢字と常用符号が入力されており、ユーザーの要求で字数をさらに増やすこともでき各種の管理やワードプロセッシング、科学計算に応用できる。

従来の漢字処理システムと比べ特徴的なのは、入力に拼音(中国式ローマ字表記法)を採用し、複雑な中国語の音韻体系をわずか26字の英字キーに割りふった点。これにより、同一のパソコン・システム上で中国語と英語を選択使用できるようになった。

◇ソフトウェア開発をより重視へ

李鵬副首相が強調

〔北京1月13日発新華社=中国通信〕李鵬副首相は、中国の電子・情報産業についての談話を発表し、電子製品メーカーは、ハードウェアの製造だけでなく、ソフトウェアの開発・普及を一層重視する必要性を強調した。

また「相当長期に、各種電子製品を輸入して国

内需要を満たしつつ、導入技術の消化を基礎に、新技術・新製品がより幅広い応用分野を開発して行く必要がある」と述べた。

さらに「電子と技術は、新興産業で新時代の技術生産力を代表し、その発展と振興は4つの現代化の進展を速め、わが国の経済振興に必ず測り知れない重要な役割を果すだろう」と述べている。――以下「電子・情報」を「電子」と略称する。

電子産業は国民経済の構成部分として、その発展目標は国民経済の全般的目標に従い、国民経済の発展に即応しなければならない。このため、電子産業は、この10年間の4倍かそれ以上の発展が必要であり、可能である。中国は、先進的電子技術で、工農業生活と社会生活各分野を装備すべきで、当面の重点は、伝統工業の改造、管理の近代化実現である。これは企業の経済効果引き上げに必要な道である。われわれは、世界の先進的電子技術の成果を十分利用して、一部の発展段階を跳び越し、発展速度を一層速めうる。

この発展戦略を実施するためには次の諸点に注意しなければならない。

1. 電子製品の製造と電子技術の応用はともに重視すべきであるが、その関係を正しく処理し、応用の開発と普及を一層重視し、応用で製造を促進すべきである。

漢字情報処理技術の解決は、電子技術をわが国で普及、応用できるか否かのカギである。漢字のコード化と入力方式についてつくり出した各種の方法の各々の長所と短所は、さらに模索と研究を続けて、より完全なものとしなければならない。

2. 電子技術の発展は「導入、消化、開発、創造」の道を歩まねばならない。わが国の電子産業のスタートは遅くなかったが、長期にわたる「左」政策の干渉で、その水準は世界の先進水準と大きな格差ができた。この格差を大きくしないために、開放政策の有利な条件を利用し、電子産業面で世界各国との技術交流・経済協力を強化し、平等互惠を原則に外資との共同経営、共同生産、技術の共同開発を行う必要がある。

中国は大国であり、電子製品への膨大な需要があるので、長期間輸入に頼ることはできない。また、自国の技術と製造の水準を長く停滞させてはならない。従って、国外から電子設備も技術も導入し、導入技術の消化を重視し、これを基礎に、新技術、新製品、より広い応用分野の開発に努め、幾つかの面で創造をしなければならない。

この道は、自力更生貫徹の方針と矛盾しないし、経済の発達した国では常に見られる。

先進技術導入は、先進水準に早く追いつき、自力更生の能力増強に役立つ。電子技術の多くの分野で、国内の力に頼って難関攻略の実現を図る。

3. 整った電子工業体系を徐々に確立する。国内需要充足に毎年一部の生産財、消費的電子製品や組立て部品、部分品の輸入は必要である。しかし、部品から各種設備、機械までの系統的に整った電子産業体系を徐々に確立しなければならない。

4. 集中と分散の正しい処理。現在、各地方、各部門、少なからぬ企業と大学・専門学校、科学研究機関が、電子製品の生産に興味を示しており、電子に取り組もうとする多くの積極性に対しては1に保護、2に正しい指導が必要である。

5. 電子と情報産業は互いに条件であり共同発展すべきものである。この情報とは情報伝達手段即ち通信手段である。電子と通信の2業種は、共同発展のため、互に緊密に協力し、支持し、互いの条件となるよう注意すべきである。

6. 電子産業の振興、電子工業には相当の資金が必要で、国、地方、企・事業、集団、個人の各方面の積極性を発揮させて資金を集めるだけでなく、外資を十分に利用する必要がある。

電子産業振興のカギは人材にある。人材供給源の1つは大学などであるが、もう1つは現有人材の役割を發揮させることであり、在職者の養成を重視しなければならない。

資料

I 中国科学院·所属研究機関責任者名簿

(1)中国科学院 (1984. 12現在)

- 院長 盧嘉錫
- 副院長 嚴東生, 周光召, 孫鴻烈
- 秘書長 顧以健
- 物理学数学部主任 章 綜
- 化学部主任 嚴東生
- 生物学部主任 曹天欽
- 地学部主任 徐光熾
- 第一技術科学部主任 師昌緒
- 第二技術科学部主任 王大珩

(2)所属研究機構

北 京

- 生物物理研究所 所長 梁棟材
- 微生物研究所 " 薛禹谷(女)
- 遺伝研究所 " 胡 含
- 植物研究所 " 錢迎倩
- 動物研究所 " 趙建銘
- 心理研究所 " 徐聯倉
- 發育生物学研究所 副所長 嚴紹頤
- 物理研究所 所長 管惟炎(兼)
- 理論物理研究所 " 周光召(兼)
- 高能物理研究所 " 葉銘漢
- 力学研究所 " 鄭哲敏
- 応用数学研究所 " 吳 方
- 数学研究所 " 王 元
- 系統科学研究所 " 成 平
- 北京天文台 台長 王綏瑄
- 声学研究所 所長 関定華
- 低温技術実験中心 主任 洪朝生
- 半導体研究所 所長 王守覺
- 計算技術研究所 " 曾茂朝
- 計算中心 主任 馮 康
- 空間科学技術中心 " 王大珩(兼)
- 電子学研究所 所長 柴振明
- 電工研究所 " 楊昌琪
- 工程熱物理研究所 " 吳仲華
- 自動化研究所 " 胡啓恒(女)
- 空間物理研究所 副所長 吳智誠
- 化学研究所 所長 錢人元

- 感光化学研究所 常務副所長 曹 怡(女)
- 化工冶金研究所 所長 郭慕孫
- 環境化学研究所 " 劉靜宜(女)
- 地球物理研究所 " 陳宗基
- 地質研究所 " 孫 枢
- 地理研究所 " 左大康
- 古脊椎動物·古人類研究所 " 張弥曼(女)
- 大気物理研究所 " 曾慶存
- 自然資源綜合考察委員会 主任 孫鴻烈(兼)
- 遙感応用研究所 所長 楊世仁
- 自然科学史研究所 " 席澤宗
- 図書館 館長 佟曾功
- 科学出版社 社長 余志華(兼)
- 自然弁証法通訊雜誌社 副社長 範岱年
- 中国科学技術大学研究生院 院長 嚴濟慈(兼)
- 管理幹部学院 " 顧以健(兼)
- 一〇九廠 廠長 王守武
- 科学儀器廠 " 吳作礼
- 印刷廠 " 周 勳
- 上海分院 院長 曹天欽(兼)
- 上海原子核研究所 所長 程曉伍
- 上海天文台 台長 葉叔華(女)
- 上海有機化学研究所 所長 黄維垣(兼)
- 上海硅酸塩化学·工学研究所 " 郭景坤
- 上海藥物研究所 " 謝毓元
- 上海生理研究所 " 梅鎮彤(女)
- 上海植物生理研究所 " 潘允綱
- 上海生物化学研究所 " 林其誰
- 上海昆虫研究所 " 尹文英(女)
- 上海細胞生物学研究所 " 王亜輝
- 上海腦研究所 " 潘 鏗
- 上海冶金研究所 " 鄒世昌
- 上海技術物理研究所 " 湯定元
- 上海光学精密機械研究所 " 王之江
- 上海図書館 館長 龔岳亭
- 南京分院 院長 余之祥
- 紫金山天文台 副台長 童 傳
- 南京地質古生物研究所 所長 吳望始(女)
- 南京地理研究所 副所長 屠清瑛(女)
- 南京土壤研究所 所長 趙其国
- 南京天文儀器廠 廠長 左士傑
- 武漢分院 院長 錢保功

武漢数学物理研究所	所長 李国平(兼)	成都計算機応用研究所	〃 魏道政(兼)
武漢岩体土力学研究所	〃 袁建新	成都科学儀器廠	副廠長 雷 震
武漢物理研究所	〃 吳欽又	成都図書館	館長 華相翰
測量・地球物理研究所	〃 許厚澤	昆明分院	院長 張敖羅
長沙大地構造研究所	〃 黄 甦	昆明動物研究所	所長 施立明
水生生物研究所	〃 劉健康	昆明植物研究所	副所長 周 俊
武漢植物研究所	〃 胡鴻鈞	雲南熱帯植物研究所	所長 裴盛基
武漢病毒研究所	副所長 丁達明	雲南天文台	台長 陳 彪(兼)
武漢科学儀器廠	廠長 董文生	蘭州分院	所長 郭小平
武漢図書館	館長 蔡嘉文	近代物理研究所	所長 魏宝文
広州分院	院長 吳 文	蘭州化学物理研究所	〃 王弘立
広州化学研究所	所長 劉錫晋	青海塩湖研究所	〃 張彭熹
南海海洋研究所	〃 徐恭昭	蘭州地質研究所	副所長 羅斌傑
広州能源研究所	〃 吳治堅	蘭州氷河凍土研究所	所長 謝自楚
華南植物研究所	〃 郭俊彦	蘭州高原大気物理研究所	副所長 蔡啓銘
広州電子技術研究所	〃 鄧乃焯(兼)	蘭州砂漠研究所	所長 朱震達
広州人工衛星観測ステーション	站長 徐 矛	西北高原生物研究所	〃 李家萍
〔合肥分院〕		蘭州図書館	館長 羅澤甫(兼)
合肥分院	院長 霍裕平	西安分院	所長 李振声
合肥プラズマ物理研究所	所長 霍裕平(兼)	西安水土保持研究所	所長 楊文治
固体物理研究所	〃 葛庭燧	西安光学精密機械研究所	〃 薛鳴球
安徽光学精密機械研究所	〃 劉頌豪(兼)	陝西天文台	台長 苗永瑞
合肥智能機械研究所	副所長 陳效肯	新疆分院	院長 毛德華
瀋陽分院	院長 郭可信	新疆物理研究所	副所長 沈蘭蓀
大連化学物理研究所	所長 樓南泉	新疆化学研究所	所長 伯塔依(兼)
林業土壤研究所	〃 高涵民	新疆地理研究所	〃 毛德華(兼)
瀋陽計算技術研究所	〃 蔣士鏡(兼)	新疆生物土壤砂漠研究所	〃 夏訓誠
瀋陽自動化研究所	〃 蔣新松	ウルムチ人工衛星観測ステーション	站長 黄 楨(女)
金属研究所	〃 師昌緒(兼)	山西石炭化学研究所	所長 鮑漢琛
金属腐蝕・防護研究所	〃 師昌緒(兼)	海洋研究所	〃 劉瑞玉
瀋陽科学儀器廠	廠長 孫大正	福建物質構造研究所	所長 梁敬魁
長春分院	院長 吳 越	貴陽地球化学研究所	〃 徐光熾
長春物理研究所	所長 徐叙塔		
長春応用化学研究所	所長 孫書棋		
長春地理研究所	〃 劉哲明	石家庄農業現代化研究所	所長 曹振東
長春光学精密機械研究所	〃 唐九華	長沙農業現代化研究所	所長代理 何電源
長春人工衛星観測ステーション	站長 李玉林	黒竜江農業現代化研究所	副所長 柴文森
成都分院	院長 高福暉	中国科学技術大学	校長 管惟炎
成都有機化学研究所	所長 李廣年	新郷七一三廠	廠長 余徳文
成都地理研究所	〃 吳積善	開封印刷廠	〃 張梅先(女)
成都生物研究所	副所長 張永地	青島療養所	所長 于型珣
光電技術研究所	所長 張礼堂	廬山療養所	副所長 吳社勳

中華人民共和國特許法實施細則

(1985年1月19日 國務院承認)

第1章 總則

第1条 「中華人民共和國特許法」(以下「特許法」という)第68条の規定に基づき、この細則を制定する。

第2条 特許法で発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術的方案をいう。

特許法で実用新案とは、製品の形状、構造又はこれらの結合について出された、実用に適った新しい技術的方案をいう。

特許法で意匠とは、製品の形状、図案、色彩又はこれらの結合についてなされた、美感に富み、かつ工業上の応用に適した新設計をいう。

第3条 特許法及び本細則に定める諸手続は、書面の形式でなければならない。

第4条 特許法及び本細則の規定により提出する各書類には中国語を使用しなければならない。国が統一的に定めた科学技術用語のあるものは、基準用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語の統一的な中国語訳がないときは、原語を注記しなければならない。

特許法及び本細則の規定により提出する各種の証明書類及び証明書面が外国語であるときは、特許局は指定の期間内に中国語の翻訳文を添付するよう求めることができる。

第5条 特許局が郵送する各種の文書は、送達地が省及び自治区管轄市以上の都市であるときは、書類発送の日から7日目、その他の地域では15日目を受取人が文書を受け取った日と推定する。

出願人が特許局へ郵送する各種の書類は、通信日付印の日を提出日とする。通信日付が明瞭でない場合には、出願人が証明できるときを除き、特許局が受け付けた日を提出日とする。

第6条 特許法及び本細則に定める各期間の初日は期間に算入しない。期間を年又は月で計算するときは、最後の月の相当する日を期間満了日とし、その月に相当する日がないときは、その月の末日を期間満了日とする。

期間の末日が法定の祝日であるときは、祝日後の最初の業務日を期間の末日とする。

第7条 出願人、特許権者又はその他の利害関係人が不可抗力の事由又はその他の正当な理由によって、特許法若しくは本細則の定める期間、又は特許局の指定期間を過ぎたときは、障害の除去後1月以内に限り、理由を説明し、期間の順延を請求することができる。ただし、特許法第24条、第29条、第41条第1文、第45条及び第61条に定める期間は除く。

特許局の指定期間満了前に、出願人が正当な理由によって期間延長を求めるときは、特許局に申請を出し、かつ関係証明書を添付しなければならない。

第8条 国防系統の各単位が特許を出願する発明創作が国の安全保障に係り、秘密保持の必要があるときは、その特許出願は国防科学技術主務官庁が設置した特許機関が受理し、特許局は当該機関の審査意見に基づいて、決定をしなければならない。

第9条 前条に定めるものを除いて、特許局は特許出願を受理した後、秘密保持審査の必要な出願を國務院の関係主務官庁に転送するものとし、関係主務官庁はこれを受け付けた日から4月以内に、審査結果を特許局に通知しなければならない。特許を出願した発明創作について秘密保持の必要があるときは、特許局は秘密特許出願として処理し、かつ出願人に通知する。

第10条 特許法第6条で所属単位の任務を遂行して完成した職務発明創作とは、次のものをいう。

- (1) 自らの職務においてした発明創作
 - (2) 所属単位から与えられた自らの職務以外の任務を遂行してした発明創作
 - (3) 退職、定年退職又は転勤後1年以内にした、原単位で担当していた職務又は配分された任務と関係のある発明創作
- 特許法第6条で所属単位の物質的条件とは、その単位の資金、設備、部品・付属品、原材料又は外部に公開しない技術資料等をいう。

第11条 特許法で発明者又は考案者とは、発明創作の本質的特色に対し創造的貢献をした者をいう。発明創作完成の過程で、単に組織活動を担当した者、物質的条件の利用に便宜を図った者又はその他の補助作業に携わった者は、発明者又は考案者と見なしてはならない。

第12条 特許法第9条に定める2以上の出願人が同日に個別に同一の発明創作について特許出願をしたときは、特許局の通知を受け取ったあと、自ら協議して出願人を定めなければならない。

第13条 特許権者は他人と結んだ特許実施許諾契約を、契約が効力を生じた後3月以内に、特許局に届け出なければならない。

第14条 特許法第19条第1項及び第20条で特許代理機関とは中国国際貿易促進委員会、上海特許事務所及び中国特許代理有限公司並びに國務院が指定するその他の特許代理機関をいう。

第15条 出願人は特許代理機関に委任して特許局に特許出願をし及びその他の特許事務をするときは、同時に委任状を提出し、委任権限を明らかにしなければならない。

第2章 特許出願

第16条 特許出願をするときは、特許局に出願書類1式2部を提出しなければならない。

第17条 特許法第26条第2項で願書のその他の事項とは次のものをいう。

- (1) 出願人の国籍
- (2) 出願人が企業又はその他の機構であるときは、その本部のある国
- (3) 出願人が特許代理機関に委任したときは、特許代理機関の名称、住所及び特許代理人の氏名
- (4) 出願人が単位であるときは、代表者の氏名
- (5) 優先権を主張するときは、注記すべき関係事項
- (6) 出願人の記名又は押印
- (7) 出願書類の目録
- (8) 追加書類の目録

出願人が2人以上で、特許代理機関に委任していないときは、1人を代表者に定めなければならない。代表者を定めていないときは、第1記名者を代表者とする。

意匠特許を出願するとき、必要な時には、さらに意匠についての簡単な説明をしなければならない。

第18条 発明又は実用新案の特許出願の明細書は、発明又は実用新案の性質上、他の様式及び順序で説明する必要があるものを除いて、次に掲げる順序で作成しなければならない。

- (1) 発明又は実用新案の名称。この名称は願書の名称と一致させなければならない
- (2) 発明又は実用新案が属する技術の分野
- (3) 出願人の知る範囲で、発明又は実用新案の理解・検索・審査の参考となる既存技術を明記し、かつ当該技術を証明する文献を引用する
- (4) 発明又は実用新案の目的
- (5) その属する技術の分野の一般技術者がその実施をすることが出来る程度に、発明又は実用新案の内容を明瞭、完全に記載する
- (6) 発明又は実用新案の既存技術と比較した長所若しくは積極的效果
- (7) 図面がある場合には、図面の説明をしなければならない
- (8) 出願者が最も考える発明又は実用新案の実施態様を詳細に記述し、図面があるときは図面と対照させなければならない
発明又は実用新案の明細書には化学式又は数式を入れることができる。ただし、商業的宣伝用語を入れることはできない。

第19条 発明又は実用新案の複数の図面は1枚の用紙に書いてよいが、各図面にアラビア数字で番号を付し、かつ順番に並べなければならない。
図面の大きさ及び鮮明度は、それを3分の2に縮小しても、図中の各細部が明瞭に識別できるよう保証するものでなければならない。
同一出願に使用する図面の符号は一致させなければならない。発明又は実用新案の明細書で言及されていない符号は図面に用いてはならない。
図面では不可欠な字句を除いては、注釈を入れてはならない。

第20条 権利請求書では発明又は実用新案の技術的特徴を説明し、保護請求の範囲を明瞭、簡単に述べなければならない。
権利請求書に複数の権利請求があるときは、アラビア数字で連続番号を付さなければならない。

権利請求書に使用する科学技術用語は明細書に使用するものと一致させなければならない。化学式又は数式は入れてもよいが、挿絵を入れることはできない。どうしても必要なときを除き、「明細書の……の部分で述べたように」とか「図……に示すように」という用語を使用してはならない。

第21条 権利請求書には、独立の権利請求及び従属の権利請求を包含することができる。
独立の権利請求には、発明又は実用新案の主な技術内容を全体的に反映し、発明又は実用新案を構成するのに必要な技術的特徴を記載しなければならない。

1つ又はいくつかの権利請求を引用する従属の権利請求は、前にある権利請求のみを引用できる。

第22条 発明又は実用新案の性質上、他の様式で表現する必要があるものを除いて、独立の権利請求は次に掲げる規定に従って作成しなければならない。

- (1) 前序部分…発明又は実用新案の属する技術の分野及び発明又は実用新案の主題と密接な関係のある既存技術の技術的特徴を説明する。
- (2) 特徴部分…「本発明（又は実用新案）の特徴は……」又は類似の簡明な語句を使って、発明又は実用新案の技術的特徴を説明する。これらの特徴は、前序部分で説明した特徴とともに、保護請求の技術的特徴を構成する。
1の発明又は実用新案の独立の権利請求はただ1つとし、かつ同一発明又は実用新案の従属の権利請求の前に書く。

第23条 発明又は実用新案の性質上、他の様式で表現する必要があるものを除いて、従属の権利請求は次に掲げる規定に従って作成しなければならない。

- (1) 引用部分…引用された権利請求の番号を明記し、可能な時は番号を文の頭に書く。

- (2) 特徴部分…発明又は実用新案に追加する技術的特徴を明記し、引用部分の技術的特徴をさらに特定する。

2つ以上の権利請求を引用する従属の権利請求は、相互に引用しあってはならない。

第24条 抜粋には発明又は実用新案の属する技術の分野、解決すべき技術問題、主な技術的特徴及び用途を明記しなければならない。抜粋には、発明を最もよく説明できる化学式又は発明・実用新案を説明する図面1枚を含むことができる。全文は200字を超えないほうがよい。

第25条 特許出願の発明が新しい微生物学的方法又はその製品に係り、かつ使用する微生物が一般に入手できないものであるときは、出願が特許法及び本細則の関係規定に違反しないようにするほか、出願人は次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 出願日以前、又は遅くとも出願日に、当該微生物の菌株を特許局の指定する微生物菌株の保管単位に提出して保管する。
- (2) 出願書類中に、微生物の特徴に関する資料を入れる。
- (3) 願書に当該微生物の分類・命名（ラテン語名を注記する）並びに当該微生物菌株を保管している単位の名称、提出日及び保管番号を明記し、かつ当該単位の証明書を添付する。

第26条 微生物に関係ある発明の特許出願が公開された後、いかなる単位又は個人も特許出願に係る微生物を実験の目的で使用する必要があるときは、特許局に申請をし、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 申請人の氏名又は名称及び住所
- (2) 申請人が他の何人にも菌株を供与しない旨の誓約
- (3) 特許権の発定以前は、実験目的の使用に限る旨の誓約

第27条 特許法第27条の規定により提出する意匠の図面又は写真は、32×82より小さくても、192×272より大きくてもいけない。

出願人は各意匠につき、保護請求の対象を明瞭に示すため、異なる角度、異なる側面又は異なる状態の図面若しくは写真を提出することができる。それぞれの図面又は写真には意匠の角度、側面及び状態を明記し、かつ図面又は写真の裏面左・右上にそれぞれ連続番号及び出願人の氏名又は名称を記さなければならない。

第28条 色彩の保護を請求する意匠特許出願では、カラー及び白黒の図面又は写真各1枚を提出し、かつ白黒の図面又は写真に保護を請求する色彩を注記しなければならない。

第29条 特許局は必要と認める時には、意匠特許出願人に意匠を使用する製品の見本又はひな型の提出を求めることができる。見本又はひな型の体積は202×302×302を超えてはならず、重量は15gを超えてはならない。腐りやすいもの、壊れやすいもの又は危険品は見本又はひな型として提出してはならない。

第30条 特許法第24条第2号で学術会議又は技術会議とは、国務院の関係主管官庁又は全国的な学術団体が組織・開催した学術会議又は技術会議をいう。

第31条 出願特許が特許法第24条第1号又は第2号の規定に該当するときは、出願人は特許出願をする時に申し出、かつ出願日から2月以内に、関係国際展覧会又は学術会議、技術会議の組織単位が発行した、発明創作がすでに出品又は発表されたこと、及び出品又は発表期日を証明する書面を提出しなければならない。

出願特許が特許法第24条第3号の規定に該当するとき、特許局は必要な時には出願人にそれを証明する書面の提出を求めることができる。

第32条 発明特許の出願人が優先権を主張するときは、外国で最初に出願した日から15月以内に、当該出願の受理国から付された出願番号を提出しなければ

ばならない。

第33条 出願人が1の特許出願について2以上の優先権を主張するときは、その出願の優先権の期間は最も早い優先権の日から起算する。

第34条 中国に通常の居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の機構が特許を出願したとき、特許局は疑義があると認める時には、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- (1) 国籍証明書
- (2) 外国企業又は外国のその他の機構の本部所在地を証明する書面
- (3) 外国人、外国企業、外国のその他の機構の属する国がその国において、中国の公民又は単位に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めていることを証明する書面

第35条 特許法第31条第1項の規定に基づき、発明又は実用新案の特許出願の権利請求は次の各号の1つとすることができる。

- (1) 1の権利請求に包含できない2以上の同種製品、方法の独立の権利請求
- (2) 製品及びその製品の製造に専ら用いる方法の独立の権利請求
- (3) 製品及びその製品の用途の独立の権利請求
- (4) 製品、その製品の製造に専ら用いる方法及びその製品の用途の独立の権利請求
- (5) 製品、その製品の製造に専ら用いる方法及びその方法の専用設備の独立の権利請求
- (6) 方法及びその方法を使うため特別に設計された専用設備の独立の権利請求
- (7) 方法及びその方法を直接使って製造する製品の独立の権利請求

第36条 特許法第31条第2項の規定により、2以上の意匠を1の願書で出願するときは、各意匠に連続番号を付し、かつ願書に各意匠を使用する製品を明記しなければならない。意匠の連続番号は意匠を使用する各製品の図面の裏面左下に表示しなければならない。

第37条 出願人は特許出願を取り下げるときは、特許局に申し出て、発明創作の名称、出願番号及び出願日を明らかにしなければならない。

特許局が特許出願書類公開の印刷準備を終えた後に特許出願取下の申出がなされたときは、出願書類は公開するものとする。

第3章 特許出願の審査及び認可

第38条 特許出願の審査、再審査をする審査官又は特許再審査委員会委員が次の1つに該当するときは、自ら回避しなければならない。出願人又はその他の利害関係人も除外の申立をすることができる。

- (1) 出願人又は特許代理人の近い親族であるとき
- (2) 特許出願と利害関係があるとき
- (3) 出願人又は特許代理人とその他の関係があり、特許出願の公正な審査に影響をおそれがあるとき

特許再審査委員会委員が原出願の審査に参加しているときは、前項の規定を適用する。

第39条 特許局は発明若しくは実用新案の特許出願の願書、明細書(実用新案は図面を含む)及び権利請求書、又は意匠の特許出願の願書及び意匠の図面若しくは写真を受け付けた後、出願日を明確にし、出願番号を付し、かつ出願人に通知しなければならない。

第40条 特許出願書類の中で願書、明細書若しくは権利請求書が不足し、又は特許法第27条の規定に違反しているときは、特許局はこれを受理せず、かつ出願人に通知する。

第41条 発明明細書に「図面の説明」があって図面がないときは、出願人は特許局が指定する期間内に図面を提出し、又は「図面の説明」の削除を申し出

なければならない。出願人が図面を提出したときは、特許局に図面を提出し又は郵送した日を出願日とする。「図面の説明」を削除したときは、原出願日を留保する。

第42条 1の特許出願に2以上の発明、実用新案又は意匠を包含しているときは、出願人は特許法第39条若しくは第40条の規定による公告前のいつでも、又は公告後で特許局が分割出願をする正当な理由があると認める場合、特許局に分割の請求をし、自らいくつかに分割して出願をすることができる。

特許局は特許出願が特許法第31条及び本細則第35条の規定に違反していると認めるときは、出願人に通知し、指定の期間内にその特許出願を分割させなければならない。出願人が正当な理由がないのに期間を満了しても答弁しないときは、その出願に取り下げたものとみなす。

第43条 第42条の規定によりした分割出願は、原出願日を留保することができる。ただし、原明細書に記載した範囲を越えることはできない。

第44条 特許局は予備審査の結果、出願特許が明らかに特許法第5条若しくは第25条の規定に属し、又は明らかに特許法第18条、第19条若しくは本細則第2条の規定に違反していると認めるときは、出願人に通知し、指定期間内に意見を陳述させなければならない。出願人が正当な理由がないのに期間が満了しても答弁しないときは、その出願に取り下げたものとみなす。

特許局は出願人の意見陳述後も特許出願が依然として前項に掲げた各規定に明らかに違反していると認めるときは、これを拒絶しなければならない。

第45条 特許出願が次の1つに該当するときは、出願人は特許局が指定した期間内に補正をしなければならない。

- (1) 願書に規定の様式を使用せず又は記入が要求にっていないとき
- (2) 発明又は実用新案の明細書とその図面及び権利請求書が規定に違反しているとき
- (3) 発明又は実用新案の特許出願に技術が不足しているとき
- (4) 意匠特許出願の図面又は写真が規定に違反しているとき
- (5) 特許代理機関に委任したが、委任状を提出していないとき
- (6) その他補正すべき事項

出願人が正当な理由がないのに期間が満了しても補正しないときは、その出願は取り下げたものとみなす。特許出願が補正後も、依然として特許法又は本細則の関係規定に違反しているときは、これを拒絶しなければならない。

第46条 出願人は発明特許出願の早期公開を請求するときは、特許局に申し出なければならない。特許局はその出願の予備審査をした後、これを拒絶するときを除いて、ただちに公開を公開しなければならない。

第47条 出願人は特許法第27条の規定により意匠を使用する製品及びその属する区分を明記する時には、特許局が公表した意匠製品分類表を使用しなければならない。意匠を使用する製品の属する区分が明記されておらず又は記された区分が適切でないときは、特許局はこれを補充し又は訂正することができる。

第48条 発明特許出願の公開の日から公告決定に到るまでに、何人も特許法の規定に違反した出願につき、特許局に意見を出し、かつ理由を説明することができる。

第49条 発明特許出願人は正当な理由があって、特許法第36条に定める検査資料又は審査結果資料を提出できないときは、特許局に申し出、かつその資料を入手した後提出するようにしなければならない。

第50条 特許局は特許法第35条第2項の規定により、特許出願について自ら審査をする時には、出願人に通知しなければならない。

第51条 発明特許出願人は出願日から15月以内に限り、実体審査の請求をし又は異議に答弁する時に、発明特許出願の明細書又は権利請求書について自発

的に補正することができる。

発明又は実用新案特許出願の明細書又は権利請求書の補正部分は、個別の文字訂正又は増減を除いて、規定の様式に従い別紙として添付しなければならない。

第52条 実用新案又は意匠特許出願人は出願日から出願公告までに、又は異議に対し答弁をする時、実用新案又は意匠特許出願について自発的に補正することができる。意匠特許出願について補正をするときは、意匠の要旨を変更してはならない。

第53条 特許法の規定により、特許出願を拒絶すべき事由とは、次のものをいう。

- (1) 出願が特許法第3条及び本細則第2条の規定に違反しているとき
- (2) 出願が特許法第5条、第25条の規定に属し又は特許法第22条、第23条の規定に違反しているとき
- (3) 特許法第6条、第8条、第18条の規定により、出願人に特許出願の権利がなく、又は特許法第9条の規定により、特許権を取得できないとき
- (4) 出願が特許法第26条第3項、第4項又は第31条の規定に違反しているとき
- (5) 出願の補正、又は分割した出願が原明細書の記載範囲を超えているとき

第54条 特許法第41条の規定により、特許局が公告した発明又は実用新案の特許出願に対し異議を申し立てることができる事由とは、次のものをいう。

- (1) 特許を出願した発明が特許法第3条及び本細則第2条第1項の規定に違反し、特許を出願した実用新案が特許法第3条及び本細則第2条第2項の規定に違反しているとき
- (2) 出願が特許法第5条、第25条の規定に属し、又は特許法第22条の規定に違反しているとき
- (3) 特許法第6条、第8条、第18条の規定により、出願人に特許出願の権利がなく、又は出願の主要内容が他人の明細書、図面、ひな型、設備等から取り、若しくは他人の使用した方法から取ったものであって、その同意を得ていないとき
- (4) 出願が特許法第26条第3項又は第4項の規定に違反しているとき
- (5) 出願の補正、又は分割した出願が原明細書の記載範囲を超えているとき

第55条 特許法第41条の規定により、特許局が公告した意匠の特許出願に対し異議を申し立てることができる事由とは、次のものをいう。

- (1) 特許を出願した意匠が特許法第3条及び本細則第2条第3項の規定に違反しているとき
- (2) 特許を出願した意匠が特許法第5条の規定に属し、又は第23条の規定に違反しているとき
- (3) 出願人が、特許法第6条、第8条、第18条の規定により特許を出願する権利がなく、若しくは特許法第9条の規定により特許権を取得できず、又は特許を出願した意匠の要旨が他人の設計、図面、写真、物品若しくはひな型から取ったものであって、その同意を得ていないとき
- (4) 出願の補正が意匠の要旨を変更しているとき

第56条 何人も特許法第41条の規定により異議申立をするときは、特許局に異議申立書1式2部を提出し、かつ異議申立の理由を説明しなければならない。

第57条 特許局は異議申立書を受け付けた後、審査をしなければならない。規定に違反した異議申立書については、異議申立人に通知し指定の期間内に補正させなければならない。指定の期間内に補正しないときは、異議申立はなかつたものとみなす。

異議申立書に特許権の設定に反対する理由が書かれておらず、又は書かれた理由が本細則第54条若しくは第55条の規定に違反しているときは、これを

受理しない。

第58条 特許再審査委員会は特許局が指名した経験のある技術及び法律専門家で構成し、その主任委員は特許局局长が兼任する。

第59条 出願人は特許法第43条第1項の規定により、特許再審査委員会に再審査を請求するときは、再審査請求書を出し、理由を説明しかつこれに関する証明の書面を添付しなければならない。請求書および証明の書面は1式2部でなければならない。

出願人は再審査を請求する時、特許出願を補正することができる。ただし補正は出願拒絶の査定に係る部分に限る。

第60条 再審査請求書が規定の様式に適合していないときは、再審査請求人は特許再審査委員会が指定した期間内に補正しなければならない。その期間内に補正しないときは、その再審査請求は取り下げたものとみなす。

第61条 特許再審査委員会は受理した再審査請求書を原審部門に回付して意見を知らせ、特許再審査委員会で決定をし、かつ出願人に通知しなければならない。

第62条 特許再審査委員会は再審査をした後、再審査請求が特許法の規定に違反していると認めるときは、再審査請求人に通知し、指定の期間内に意見を陳述させなければならない。正当な理由がないのに期間が満了しても答弁しないときは、その再審査請求は取り下げたものとみなす。

第63条 再審査請求人は特許再審査委員会が決定をする前に、随時その再審査請求を取り下げることができる。

第64条 特許局は特許権付与の査定をした後、出願人に通知して2月以内に特許証料を納付させ、かつ特許証を交付しなければならない。出願人が期間が満了しても特許証料を納付しないときは、特許権取得の権利を放棄したものとみなす。

第4章 特許権の無効宣言

第65条 特許法第48条の規定により、特許権無効又は部分的無効の宣言を申し立てるときは、特許再審査委員会に申立書を出し、理由を説明しなければならない。必要なる時には関係書類を添付しなければならない。無効宣言申立書及び関係書類は1式2部でなければならない。

第66条 特許権の無効宣言申立書が規定の様式に適合していないときは、申立人は特許再審査委員会の指定する期間内に補正しなければならない。その期間内に補正しないときは、その無効宣言申立書は取り下げたものとみなす。

無効宣言を申し立てる理由には、第54条、第55条の規定を適用する。

無効宣言申立書に理由が説明されておらず又は出された理由が第54条、第55条の規定に違反しているときは、これを受理しない。

第67条 特許再審査委員会は、特許権無効宣言申立書の副本及び関係書類の副本を特許権者に送達し、指定の期間内に意見を陳述するよう求めなければならない。正当な理由がないのに期間が満了しても答弁しないときは、反対意見はないものとみなす。

第5章 特許の強制実施許諾

第68条 いかなる単位も特許法第52条の規定により、又はいかなる特許権者も第53条の規定により、発明又は実用新案特許の強制実施許諾を請求するときは、特許局に強制許諾請求書を提出し、かつ合理的条件で特許権者と実施許諾契約を締結できないことを証明する書面を添付しなければならない。請求書、書面は各1式2部とする

いかなる単位も特許法第52条の規定により、発明又は実用新案特許の強制実施許諾を請求するときは、その単位が実施条件を備えていることを説明する書類1式2部を提出しなければならない。

特許局は強制許諾請求書を受理した後、関係特許権者に通知し、指定期間内に意見を陳述させなければならない。正当な理由がないのに期間が満了し

ても答弁をしないときは、反対意見はないものとみなす。

特許局は強制許諾請求書及び関係特許権者の意見について審査をした後、決定をし、かつ請求人及び関係特許権者に通知しなければならない。

第69条 特許法第57条の規定により特許局に使用料の額の裁定を請求するときは、当事者は裁定請求書を出し、かつ双方の協議が成立しないことを証明する書面を添付しなければならない。特許局は請求書を受け付けた後、3月以内に裁定をし、かつ当事者に通知しなければならない。

第6章 職務発明創作の発明者又は考案者に対する報奨

第70条 特許法第16条の報奨には、発明者又は考案者に支給する報奨金及び報酬を含む。

第71条 特許権の設定後、特許権の保有単位は発明者又は考案者に報奨金を支給しなければならない。1の発明特許の報奨金は最低200円を下回らず、1の实用新型特許又は意匠特許の報奨金は最低50円を下回らない。

発明者又は考案者の提案がその単位に採用されて完成した発明創作については、特許権の設定後、保有単位は十分な報奨金を支給しなければならない。右の報奨金は、企業単位では原価に算入してよく、事業単位では事業費から支出してよい。

第72条 特許権の保有単位は特許権の存続期間内において、発明創作特許が実施された後、毎年発明者若しくは实用新型の実施によって得られた税引後利益から0.5%~2%を控除し、又は意匠の実施によって得られた税引後利益から0.05%~0.2%を控除し、報酬として発明者若しくは考案者に支給しなければならない。又は右の比率を参照し、発明者若しくは考案者に1次報酬を支給する。

第73条 発明創作特許の保有単位が他の単位又は個人に特許の実施を許諾したときは、納税後の受取使用料から5%~10%を控除し、報酬として発明者又は考案者に支給しなければならない。

第74条 この細則に定める報酬は、すべて特許製品の製造、特許方法の使用による利益及び受取使用料から支出し、単位の報奨金総額には入れず、報奨金の課税対象としない。ただし、発明者又は考案者の個人所得は、法により納税しなければならない。

第75条 集団所有制単位その他の企業は、この章の報奨金及び報酬に関する規定を参照することができる。

第7章 特許管理機関

第76条 特許法第60条及び本細則で特許管理機関とは、國務院の關係主管官庁並びに各省、自治区、直轄市、開放都市及び経済特別区の人民政府が設置した特許管理機関をいう。

第77条 発明特許出願の公開後、特許権の設定以前に発明を使用し、まだ適当な料金を支払っていない単位又は個人について、特許権者は特許権の設定後、特許管理機関に調停を請求することができ、人民法院に訴を直接提起することもできる。特許管理機関に調停をする場合、当該単位又は個人が指定の期間内に適当な料金を支払うことを決定する権利を有する。当事者は特許管理機関の決定について不服があるときは、人民法院に訴を提起することができる。

前項の規定は实用新型又は意匠の特許出願に準用する。

第78条 発明者又は考案者と所属単位との間で、その発明創作が職務発明創作に属するか否か及び職務発明創作について特許出願をするか否かについて争いがあるときは、発明者又は考案者は上級の主管官庁又は単位所在地域の特許管理機関に処理を請求することができる。

第79条 官庁又は地域を越えた権利侵害紛争について、当事者が特許管理機関の処理を請求するときは、権利侵害行為が生じた地域の特許管理機関又は権

利侵害単位の上級主管官庁の特許管理機関が処理しなければならない。

第8章 特許登録及び特許公報

第80条 特許局に特許原簿を置き、次に掲げる特許権の關係事項を登録する。

- (1) 特許権の設定
- (2) 特許権の移転
- (3) 特許権の期間延長
- (4) 特許権の消滅及び無効
- (5) 特許の強制実施許諾
- (6) 特許権者の氏名又は名称、国籍及び住所の変更

第81条 特許局は特許公報を定期的に発行し、次の内容を公開又は公告する。

- (1) 特許出願願書の記載事項
- (2) 発明又は实用新型願書の抜粋
- (3) 発明特許出願の実体審査請求及び特許局がその出願について自らした実体審査についての決定
- (4) 発明特許出願の決定及び实用新型、意匠特許出願の公告
- (5) 特許出願の拒絶
- (6) 異議申立の審査決定及び特許出願の補正
- (7) 特許権の設定
- (8) 特許権の消滅
- (9) 特許権の無効宣言
- (10) 特許権の移転
- (11) 特許の強制実施許諾の付与
- (12) 特許権の期間延長
- (13) 特許出願の取下、同みなし及び放棄
- (14) 特許権者の氏名又は名称、住所の変更
- (15) 住所が知れない出願人への通知
- (16) その他関係ある事項

発明又は实用新型の明細書及び図面、権利請求書並びに意匠特許出願の図面又は写真は、別に全文を発行する。

第9章 手数料・特許料

第82条 特許局に特許を出願し及びその他の手続をする時には、その場合に応じて次の手数料・特許料を納付しなければならない。

- (1) 出願料及び出願維持料
- (2) 審査料、再審料及び異議申立料
- (3) 特許料
- (4) その他の特許事務手数料・特許権の期間延長料、記載事項変更料、特許資料、優先権証明料、無効宣言申立料、強制許諾請求料及び強制許諾使用料の裁定請求料

右の諸料金の額は、特許局が別に定める。

第83条 特許法及び本細則に定める諸料金は、郵便局又は銀行を通じて送金してもよいし、特許局に直接納付してもよい。

郵便局又は銀行を通じて送金するときには、為替用紙に料金の名称、発明創作の名称、出願番号又は特許番号を明記しなければならない。出願番号又は特許番号がないときは、出願の期日を注記しなければならない。

郵便局又は銀行を通じて料金を送付するときは、送金日を納付日とする。

第84条 特許を出願し、規定通り出願料を納付せず又は不足したときには、出願人は出願提出の日から1月以内に納付し又は追納することができる。期間が満了しても納付せず又は追納しないときは、その出願は取り下げたものものとみなす。

第85条 実体審査又は再審査を請求する出願人、異議又は特許権無効の宣告を申し立てる者が、規定通り料金を納付していないときは、請求又は申立をした日から15日以内に納付することができる。ただし納付日は特許法の定める実体審査、再審査請求又は異議申立の期限を超えてはならない。期間が満了しても納付しないときは、請求又は申立はなかつたものとみなす。

第86条 発明特許の出願人は出願日から2年たっても特許権を付与されないときは、第3年度から毎年、出願維持料を納付する。1回目の出願維持料は第3年度の最初の月に納付しなければならず、以後の出願維持料は前年度の期間満了前1月以内に予納しなければならない。

第87条 第1年の特許料は特許証交付の時に納付しなければならない。特許権設定の時にすでに当年の出願維持料を納付しているときは、特許権者は当年の特許料額との差額を納めるものとする。以後の特許料は前年度の期間満了前1月以内に予納しなければならない。

第88条 出願人又は特許権者が規定通り出願維持料又は特許料を納付せず、及び納付した出願維持料又は特許料の額が足りないときは、特許局は出願人に通知し、出願維持料又は特許料を納付すべき期間の満了日から6月以内に追納させ、同時に出願維持料又は特許料の25%にあたる滞納金を納付させなければならない。期間が満了しても納付しないときは、出願維持料又は特許料を納付すべき期間の満了日から、その出願は取り下げ又は特許権は消滅したものとみなす。

第89条 特許法第45条第2項の規定により、実用新案又は意匠特許権の期間の延長を申請するときは、特許権の期間満了前6月以内に請求をし、かつ延長料を納付しなければならない。期間が満了しても延長料を納付しないときは、請求はなかつたものとみなす。

第90条 個人で特許を出願し及びその他の手続をし、第82条の定める諸料金を納付することが困難なときは、規定に従って特許局に軽減又は猶予の請求をすることができる。

軽減又は猶予の規則は、特許局が別に定める。

第10章 附則

第91条 何人も特許局の同意を受けて、すでに公開され又は公告された特許出願文書、特許原簿及び関係の証明書面を閲覧し又は複製することができる。

第92条 出願人が特許局に提出する書類は、特許局の定める統一様式を使用し、出願人又は特許代理人が記名若しくは押印しなければならない。

第93条 特許局に対し出願若しくは特許権の関係書類又は物品を提出する時には、出願番号又は特許番号及び発明創作の名称を表示しなければならない。郵送書類又は物品は書留にしなければならない。

第94条 各種の出願書類はタイプし又は印刷しなければならない。文字は整然として鮮明でなければならない。塗りつぶして訂正してはならない。用紙は表のみを使用する。

図面は製図用具及び黒の墨汁で描き、線は均一で鮮明でなければならない。

第95条 この細則の解釈には特許局が責任を負う。

第96条 この細則は1985年4月1日から施行する。

(北京1月25日発新華社=中国通信)

◇ 手数料・特許料徴収基準

(単位:人民元)

- (1) 出願料
 - (1) 発明特許 150
 - (2) 実用新案特許 100
 - (3) 意匠特許 80
- (2) 発明特許出願維持料(年) 100
- (3) 発明特許出願審査料 400
- (4) 再審料
 - (1) 発明特許出願 200
 - (2) 実用新案特許出願 100
 - (3) 意匠特許出願 80
- (5) 異議申立料
 - (1) 発明特許出願 30
 - (2) 実用新案特許出願 20
 - (3) 意匠特許出願 20
- (6) 実用新案又は意匠特許権の存続期間延長料 100
- (7) 記載事項変更手続料 10
- (8) 特許証料
 - (1) 発明特許 100
 - (2) 実用新案特許 50
 - (3) 意匠特許 50
- (9) 優先権証明料 20
- (10) 無効宣言申立料
 - (1) 発明特許 300
 - (2) 実用新案特許 200
 - (3) 意匠特許 150
- (11) 強制実施特許請求料
 - (1) 発明特許 300
 - (2) 実用新案特許 200
- (12) 強制特許特許権使用料の裁定請求料 100
- (13) 特許料(年)
 - (1) 発明特許
 - 第1年から第3年まで 200
 - 第4年から第6年まで 300
 - 第7年から第9年まで 600
 - 第10年から第12年まで 1200
 - 第13年から第15年まで 2400
 - (2) 実用新案特許
 - 第1年から第3年まで 100
 - 第4年から第5年まで 200
 - 第6年から第8年まで 300
 - (3) 意匠特許
 - 第1年から第3年まで 50
 - 第4年から第5年まで 100
 - 第6年から第8年まで 200

(北京1月25日発新華社=中国通信)